

# 第1回 保育士資格等に関する専門委員会に関する意見

有村大士（日本社会事業大学）

## 意見を提出する趣旨

- 本日、学務により、途中までの参加となってしまいう予定であり、できるだけ議事に参加できるよう意見を紙面に取りまとめた。
- なお、以下「その他」の項目については、今回の議題に留まらない意見を幅広く記述した。議事進行における意見の取り扱いについては、部会長、及び事務局に一任したい。

## 保育士試験に関する意見

- 専門職である保育士の確保は喫緊の課題であり、今回事務局からご提案のあった内容について賛成する。
- 保育士試験にテスト理論を導入することは賛成であるが、現行の保育士試験にはテスト理論を応用した問題の出題に適したものと、適さないものがある。
- 例えば、歴史や事実に関すること、保育士の倫理に関するものなどは、テスト理論の応用に効果を発揮することと思われる。
- 一方、制度、施策の移り変わりも大きく、法律や制度に関する出題は、テスト理論の応用に関して、何らかの仕組みが必要である。特に、事前に問題を公開できないため、例えば、テスト理論を応用し、ランダムに出題する場合など、問題のストックができるまでに、制度・施策が変わってしまい、効果を発揮しない可能性が高いのではないかと。
- 同様に、事例問題などは、もともと明確に答えがわかるものでないと出題が難しい。現在も正答率はとても高い。受験生が過去問により、その回答自体を覚えてしまうことも想定できる。繰り返しの出題が難しく、テスト理論を応用したランダムな出題、そしてその問題を複数ストックするための策問における試験委員の負担を考えると現実的ではないのではないかと。
- したがって、現行の試験とのレベルを考え、テスト理論を活用できる問題群、応用しない問題群の峻別が必要ではないかと。
- なお、コロナ禍において、各大学が実施したリモートを活用した入試などの例、銀行などの個人情報確認の例などを参考に、一部の問題などではコンピューターや、リモートを活用した試験形態も検討しても良いのではないかと。

- 加えて、保育従事者の資格を日本に先立って緩和した国のうち、保育所における不適切な養育の通報が急増し、保育現場にカメラを設置した国もあることから、慎重な対応が必要である。

## その他（今回の議事に含まれない内容も含む）

- 保育所における保育士の不適切養育が明らかになっている。また、就職しても、一部の保育所の保育が大学で学んだ子どもの権利などと乖離していることなどを理由に辞めてしまう者もいた。保育所内での不適切な養育文化が広がってしまわないよう、特に試験だけで資格を取得した保育士が対人援助技術を学べるよう、スタッフ・トレーニング（ペアレント・トレーニング）の実施が必要ではないか。
- 過去の不適切養育、そしてそれに対してトレーニングや教育を十分に受けたかどうかのチェックができる仕組みが必要である。また、各通知等では対応されているものの、「児童虐待の防止等に関する法律」では、保護者等以外の子ども虐待やネグレクトが含まれておらず、そのことも含めた検討が必要ではないか。
- 保育士資格で働ける職場は多い。保育所保育士としてのキャリアアップやキャリアデザインも重要である。それに加え障害者・児へのサービスや社会的養護における保育士の確保も喫緊の課題であり、同様にキャリアアップ、あるいはキャリアデザインを描けるような工夫が必要である。自治体、各専門職団体の研修に加え、養成校、あるいは大学院等を活用するなど、領域の専門性や新たな専門資格等を持てるような仕組みが必要ではないか。